

各省の意見評議決定したき」旨申入れたが、其の結果と見え同年八月二十八日太政官より外務省へ貿易規則改正に關する大藏卿大久保利通、大藏大輔井上馨より太政官正院に宛てた建議を傳達し右に付外務省に於て大藏省と協議すべき旨の指令があつた。右大藏省の建議なるものの要旨は來るべき條約改正に於ては關稅自主權を回復せんとすることを欲するものであつたが、其の中「各輸出入物品稅の儀は政府の特裁に屬し各國へ協議決定すべき筋に無之は萬國普通の例規と存ぜらるるに拘らず本邦に於ては當初互市御允許の際外交上の紛議の爲め不得已情状もありたる爲めにや右輸出入物品稅及貿易規則等一々之を條約書に規定し列國との協議を得ざれば之を變更すべからざるものとし、甚しきは内地の收稅にも抑制を受くるに至り居るに付來るべき條約改正の際には萬國普通の公理に據り右輸出入稅目等を全く我特裁に歸せしめ物產の多寡流融の實況に應じ便宜適正の處分を爲し物產の洪利富強の基礎を相立つべきこと」を主張して居ることは注意すべきである。又後述條約改正豫備交渉の爲め、岩倉大使歐米派遣と決するや、同年十月二十七日付岩倉大使より大久保大藏卿宛を以て本邦國定稅率として定めらるべき稅率の内容に付き尋ねるところあり、又同十一月一日付井上大藏大輔より太政官正院宛を以て關稅改正と本邦財政改革及輸出獎勵との關係に付き上申するところあつた。¹²

尙ほ外務省に於ては同年十月七日には取調掛を任命し、一ヶ月六回集會をなして條約改訂の順序を定め、翌五年三月中に取調べを完了し、四月中政府に於て豫備審議調ひ次第民部省、大藏省、刑部省、彈正臺、集議院等の衆議を決定し、五月より各國公使へ談判に及ぶべきものとした。¹³

註1234 夫々大日本外交文書第一卷第一册一四七、一五九、二〇一及二三四、一九八、二一六及二三八文書

5 條約改正關係大日本外交文書第一卷末尾參照

6 7 8 9 10 11 12 13 夫々同右四、六、一七、二一、三一、三三、四一、五四、五五、一八、一九文書

第二節 岩倉大使歐米派遣

使節派遣の議 然るに其後明治政府に於ても愈々條約改正期日に直面するに至るや、右條約改正と諸政の改革とが至大の關係を有し忽諸に付すべからざることが諒解せられるに至つた。明治四年七月十四日大納言岩倉具視を外務卿に任じ澤外務卿に代つて外政釐革のことに當らしめ、特に同九月三日付を以て三條太政大臣より岩倉外務卿へ、歐米各國へ條約改正の爲め使節を派遣すべき件、竝に協定すべき條約要目に關する件を諮問するところあつた。右諮問書の内容は大略次の如きものである。

「列國各々對等の權利を有して相互に凌辱侵犯せざるべきことは列國公法の規定するところなるに我國に於ては常に對等の權利を失ひ凌辱侵犯せられ比例互格の道理の行はれ居らず。從來の條約に於ては外國政府及各國在留公使は日本を目して猶東洋一種の國體政俗と認めて別派の處置慣手の談判等を爲し我國律の推及すべき事も之を彼に推及する能はず、我權利に歸すべき事も之を我に歸する能はず、我規則に従はしむることも之を彼に従はしむる能はず、我稅法に依らしむべき事も之を彼に依らしむる能はず、甚しきは列國公使の喜怒に由て公然たる談判も困難を受くるに至る。抑々對等國の政府は在留公使の不可なるものあれば公法に據て之を其本國に逐ひ還す程の權を有するなるに、其事體の此の如きの凌辱侵犯を受くるに至ては毫も對等竝立の國權を存すると云ふべからず。比例互格の交際をなすと云ふべからず。依て右國權を回復し制度、法律駁雜なる弊を改め、勉て民權を復することに從事し、政令一途の法律同軌に至り、正に列國と並肩するの基礎を立んとす。宜く從前の條約を改正し獨立不羈の體裁を定むべく、從前の條約を改正せんと欲せば列國公法に據らざるべからず、列國公法に據る我國律、民律、貿易律、刑法律、稅法等公法と相反するもの悉く變革改正せざるべからず。之を變革改正するは一朝一夕に其事を了す

べきに非ず。而して條約改正の商議を來る明治五年五月中即ち一八七二年七月一日より始むべき明文あり、我政府は此際に當て此事ある頗る盛業を興すべき一大機會を得たるものなりと雖、現場の形勢に由り其事を督促され、順序及時限猶豫なく切迫に及ぶときは亦困難を受くるの一大機會に當れりと云ふべし。此の困難を受くべき機會を轉じて盛業を起すべき機會とするは樞機の一轉間に在り。依て特に全權の使節を各國へ差遣し、一は我政體更新に由て更に和親を篤くする爲め聘問の禮を修め、一は條約改正により我政府の目的と期望する所とを各國政府に報告商議するに在り、此の報告と商議は彼より論ぜんとする事件を我より先發し、彼より求むる所を我より彼に求むる所になり。斯くて凡そ三年後に商議事項を實施する様交渉するは至難の事にあらざるべく、且右海外派遣の序を以て歐亞諸國の開化最盛の國體、諸法律、諸規則等實務に處して妨げなきやを親見し、我國民に施設する方略を調査すべし」として居る。而して右調査は左記第一課乃至第三課に分擔すべき事を示した。

第一課 制度法律の理論と其實際に行はるる所とを研究し外國事務局、議事院、裁判所、會計局等の體裁と現に其事務を行ふ景況とを親見し之を我國に採用して施設すべき目的を立つべし。

第二課 理財會計に關係する法則、租税法、國債、紙幣、官民爲替、火災、海上、盜難受合等より貿易、工作、汽車、電線、郵便の諸會社、金銀鑄造所、諸工作場等方法規則を研究し及其體裁と現に行はるる景況とを親見し之を我國に採用して施行すべき目的を立つべし。

第三課 各國教育の諸規則乃ち國民教育の方法、官民の學校取建方、費用、集合の法、諸學科の順序、規則及等級を與ふる免狀の式等を研究し官民學校、貿易學校、諸藝術學校、病院、育幼院等の體裁及現に行はるる景況とを親見し之を我國に採用して施設すべき方法を目的とすべし。

即ち使節派遣の目的は第一、政體更新を列國に通知すること、第二、條約改正に關する豫備商議を爲すこと、第

三、右使節の序を以て我國に於て採るべき文明諸列國の法律施設を調査すべしと云ふにあつた。而して諮問書末段に至つて改正の事を論じ

「我政體政俗の異なるに因り列國は萬國公法に基く對等の待遇を我に與へざるものなるが故に我國に於ては右對等の地歩を確保する爲め其政體政俗を變革改正せざるべからず而して其の變革改正の順序條件としては

第一 我國律中、民律、貿易律、刑法律等殊に西洋各國の法律と大に殊なるを以て何の人民も之を遵守して妨礙なからしむべき目的を定め、其異なるを除き、其同きを採り、正理に適合して謬りなからしむべきこと。

第二 各國人民相互に相往來居住する其國法を遵奉するに於ては固より自由を得べき事あり。然るに地を畫して其區を分つ、彼此一致せざるに似たり。故に往來住居の規則を確定し、自由を得せしむべき方法を設くること。

第三 國東西を異にし民情亦隨て均しからずと雖、其原性元より同一にして異ること有るなし。故に教諭の道を盛にし開化の歸旨を一致せしむる方法のこと。

第四 彼此法教の存する障害は之を除き、異論なからしむるの實徵を保全し、相互に抵觸なからしむべきこと。」

と云つて居る。而して右變革改正の「處置を十分施行し得べからしむるには、其の時限を豫算して我政府に與へざるべからず。此れ我政府大に後に期するところあるにより、其の事情を陳述して條約改正の期を延ぶるの請求を敢て各國政府になすも亦不得已の所以なり」とした。

岩倉外務卿は同四年九月十五日付太政大臣宛上申を以て大使派遣の然る可き旨を答へ且つ右派遣使節歸朝後我政府に於て條約改正に付熟議遂げる爲め、更に條約改正期を延期するの方針を採りたき旨を建議し、其の承認を得た。依

て岩倉外務卿は各國公使より條約改正に關する意見を問合せ來れるものに對しては前記明治四年五月十三日付前任澤外務卿よりの通告に拘らず、條約改正交渉は右特派使節歸京迄延期したき旨を回答するに至つた。

使節任命 扱外務卿の答申を得た内閣に於ては岩倉外務卿を歐米派遣特命全權大使に任命することに決し、明治四年十月八日付を以て其の職を免じ之を右大臣に任じ同時に大使に任命し、十一月四日副島種臣を外務卿に任じた。又岩倉右大臣の特派大使任命と共に參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳の四名を特命全權副使に命じ、外務少丞田邊太一、外務大記鹽田篤信、外務出仕何禮之、福地源一郎を一等書記官に任じ、又次々に陸軍少將山田顯義、司法大輔佐々木高行、侍從長東久世通禧、戸籍頭田中光顯、造船頭肥田爲良、文部大丞田中不二麿、少議官高崎豐磨を理事官に任命し、其の他二等書記官以下隨行者三十二名に及んだ（右二等書記官以下及隨行員中には外務少記渡邊洪基、外務大記野村靖、神奈川縣大參事内海忠勝、租稅權頭安場保和、沖守固、鐵道中屬瓜生震等の名が見える）其の他同特派大使一行中には種々の名義にて福岡縣士族金子堅太郎、同團琢磨、從五位伊達宗敦、正四位鍋島直大、高知縣士族中江篤介、從五位毛利元敏、從四位前田利同、從五位奥平昌邁、從四位坊城俊章、津田仙彌娘東京府實屬梅、山川與十郎娘青森縣實屬捨松、大久保利通厄介牧野伸熊（伸顯）、山口縣實屬日下義雄、從四位前田利嗣、從二位蜂須賀茂昭等四十三名も同行することとなつた²。

同行の使命遂行を容易ならしめる爲め政府は萬全の注意を拂ひ即ち十月十四日付を以て寺島外務大輔より米英伊白佛埃蘭西各國公使及他の在京代表者に對し、和親聘問並に條約改正準備の爲め特命全權大使として岩倉右大使を歐米に差遣の旨、並に「各國和親の交際を敦篤にし永世保續せしめん」とするには「開化の國々に行はる諸方法を則り、内地の改革を盡して同一致に歸せしめざるべからず。之を同一致に歸せしめんとする我政府の腹心を披瀝し、締盟各國政府の考案を諮詢し、其方法を實地に試験習學せしめ、適宜允當なるを採て之を我國に舉行する基礎を圖んとす。

故に我大使歸國の後其の實踐目撃する處と、締盟各國政府の考察する處とを審考し、然る後條約改正の議に及ばんとす。依て已を得ず條約改正期の延期を求めざるを得ず、此の趣旨を貴國政府に通報し懇切の周旋あらんことを望む」と申し送り、同時に大使一行の人員回歴の順序等を通知するところあつた。

而して右岩倉特派大使一行の旅行表は明治四年十二月横濱出發先づ米國桑港に渡航し、華盛頓に赴き其の後倫敦、巴里、伯林、聖彼得堡、ストックホルム、コペンハーゲン、ハーグ、ブルユッセルを歴遊し、一旦巴里に歸り更にマドリッド、リスボン、ベルン、維納、羅馬を訪問しスエズ經由歸朝することとなつて居り、此の旅行日數約十ヶ月半の豫定であつた。

尙當時歸國の際にあつたウートリイ Outrey 佛國公使に對しては特に明治四年十月四日聖上陛下より左の勅令を賜はつた。

勅語

我邦政體一新シ外交ノ誼モ亦日ヲ逐テ親密ナリ依テ各國政府ニ聘問ノ禮ヲ修メ交際ノ情誼益敦カラシメン爲メ特ニ重臣ヲ各國ニ派出シ其禮ヲ修メントス、然ルニ各國ト取結クル條約改定ノ期既ニ近キニアリ我内地ノ改正大ニ之ニ關係スルヲ以テ併テ其事ヲ商議セシメントス幸ニ汝ニ托シテ朕力意ヲ大統領ニ傳ヘ使臣等述ル所ノ意ヲシテ達セシメヨ。汝今國ニ歸ル朕偏ニ祈ル遠洋萬里恙ナク渡航セン事ヲ

同様同じく歸任の途にある米國公使デ・ロング De Long に對しても同十一月三日陛下に謁見仰付けられ同様特派大使米國派遣に付優渥なる勅語があつた³。

對内關係に於ても岩倉特派大使の歐米派遣を頗る重視し、同大使及同副使に對しては明治四年十一月四日付を以て左記重大なる全權御委任の國書の下賜があつた。

特命全權大使及同副使ニ全權御委任ノ國書

澳 布 瑞西 米 荷蘭 伊太 葡 英

丁 獨乙 瑞典 白 西 魯 佛 各主權者宛

大日本天皇御名敬テ威望隆盛友誼親密ナル

「米 瑞西 佛 大統領」外各國 皇帝陛下」ニ白ス朕天佑ヲ保有シ萬世一系ナル皇祚ヲ踐ミシヨリ以來未ク和親ノ各國ニ聘問ノ禮ヲ修メサルヲ以テ茲ニ朕カ信任貴重ノ大臣右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尙芳ヲ特命全權副使トシ共ニ全權ヲ委任シ貴國及各國ニ派出シ聘問ノ禮ヲ修メ益親好ノ情誼ヲ厚クセント欲ス且貴國ト結ヒタル條約ヲ改正スルノ期近ク來歲ニアルヲ以テ朕カ期望豫圖スル所ハ開明各國ニ比シク人民ヲシテ其公權ト公利トヲ保有セシメン爲ニ從來ノ定約ヲ釐正セント欲スト雖モ我國ノ開化未ク決カラス政律モ亦從テ異レハ多少ノ時月ヲ費スニ非レハ其期望ヲ達スル能ハス故ニ勉メテ開明各國ニ行ハルル諸方法ヲ擇ヒ之ヲ我國ニ施スニ適宜妥當ナルヲ采リ漸次ニ政俗ヲ革メ同一致ナラシメンコトヲ欲ス於是我國ノ事情ヲ貴國政府ニ詢リ其考案ヲ得テ以テ現今將來施設スヘキ方略ヲ商量セシメ使臣歸國ノ上條約改正ノ議ニ及ヒ朕カ期望豫圖スル所ヲ達セント欲ス此使臣ハ朕カ貴重信任スル所ナレハ「大統領」「陛下」能ク其言ヲ信聽シ之ヲ寵待榮遇セラレンコトヲ望ミ且切ニ

「大統領」「陛下」ノ康福貴國ノ安寧ヲ祈ル

明治四年辛未十一月四日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ記シ璽ヲ鈐ス

御 名

國 璽

太政大臣從一位 三 條 實 美 花押

同日附を以て右全權大使發遣式行はれ之に際し左の通り勅語を賜はつた。

今般汝等ヲ使トシ海外各國ニ赴カシム朕素ヨリ汝等ノ能ク其職ヲ盡シ使命ニ堪ユヘキヲ知ル依テ今國書ヲ付ス其レ能ク朕カ意ヲ體シテ努力セヨ朕今ヨリシテ汝等ノ無恙歸朝ノ日ヲ祝セン事ヲ俟ツ遠洋渡航千萬自重セヨ

同時に下賜せられたる勅旨中條約改正及外交に關する部分を摘錄すれば左の通りである。

一、使命ノ大旨國書ヲ體シ列國條約及稅則ヲ審考シ國ノ權理ト利益トヲ失ハサル事ニ注意シ談判ノ條理處事ノ例規單ニ公法ニ照準シ內勅及條約改正ニヨリ目的ノ件々實際履行スヘキ順序ノ別勅旨ヲ奉シ便宜從事スヘシ

一、馬關償金ノ事ハ便宜談判ヲ遂クヘシ若シ外國人民利益トナルヘキ事ト交換ノ談判ニ涉ル事アリトモ無稅又ハ減稅等ノ談判ハ受クヘカラス

但自後開港ノ談判ニ及フ時ハ越前敦賀志摩鳥羽三陸中ニテ一ヶ所北海道ニテ一ヶ所ノ内一港ヲ開ク談判約束ヲナシ得ヘシ

新潟港ヲ閉チ別ニ一港ヲ開ク談判ニ及フ時ハ前ニ載ル港ノ内ヲ以テ之ニ換ルノ談判約束ヲナスヘシ

一、各國ニ於テ要用ノ人物ヲ選テ之ヲ雇ヒ及器具ヲ購スル事ヲ專決シ理事官ヨリ此事ヲ申請スル時ハ之ヲ可否判斷スヘシ

一、條約アル國々ノ内未タ辨務使ヲ派出セサル國ニ辨務使ヲ置クコトヲ約束スルヲ得ヘシ而シテ一國ニ一員ヲ置キ或ハ兩國ヲ兼任セシムルハ便宜考定シテ其狀ヲ具シ報告スヘシ

尙上記特派大使發遣式は上代に於ける遣唐使發遣の先例により明治四年十一月四日太政大臣、參議、諸長官列席の上莊重なる遣外國使祭執行あり。又愈々十一月十二日（一八七一年十二月二十三日）特派大使の一行横濱出帆の際に

は、英國海軍條令等を參酌し、全權大使に對する振合ひにより、十九發の祝砲を發射した。

註123 夫々條約改正關係大日本外交文書第一卷四一文書以下參照

第三節 岩倉大使と各國との條約改正商議¹

米國に於ける交渉と大久保伊藤副使歸朝 斯く重大なる勅旨を以て先づ渡米した岩倉特派大使一行は明治四年十二月八日（一八七二年一月十七日）桑港に安着し、同港日本名譽領事ブルックス Wolcott Brooks の案内により市長等の歓迎を受けた後、十二月二十二日ブルックス名譽領事をも帶同同地發、明治五年正月二十一日華府着、同正月二十五日（一八七二年三月五日）華府に於てグラント Ulysses Simpson Grant 大統領と會見して國書を捧呈し直ちに二月三日（一八七二年三月十一日）より條約改正談判をフィッシュ Fish 國務長官と開始するに至つた。米國政府に於ては岩倉特派大使の使命に對し多大の好意を示し曩に嘉永年間日本の開國が米國に於てなされ、又安政五ヶ國條約が先づ米國との間に調印せられた先例を襲踏し、今回安政條約の改正も米國に於て率先せんとの意向を有するものの如くであつた。之が爲め米國大統領は特派大使を歡待に特に努めたが、岩倉特使以下の一行も亦儀容を以て之に對し大統領官邸白館を始めて公式訪問せし際の如きは烏帽子、直垂を着し騎馬、帶劍にて練り進んだ。元來岩倉特派大使本邦出發の際は米國其他締盟諸國との間に改正條約調印の意向を以て交渉するの權限も用意もあつた次第ではなく、單に條約改正に關し彼我の意見を交換し、出來得るならば其の草案とも稱すべきものを對手國政府との間に協議決定し、歸朝後之を基礎とし更に研究を遂げた後、外務卿と在本邦各關係國公使との間に改正條約を交渉調印しようとするの建前であつた。然るに米國政府に於ては右の如き迂曲を欲せず、假りに使節の意向に遵ひ改正條約草案の如きものを彼我の間に協定し得たとしても、翌一八七三年三月一日には大統領以下現行政部の更代あり、而して次ぎの行政部

は前行政部が協定した草案に何等拘束せられないものであるから結局此の如き草案の作成が無用のことに歸するものであると説明し、從て寧ろ此の際岩倉大使に於て現行政部との間に正式條約に調印する目的を以て交渉に入ること并希望した。右の如く當初の豫定計畫を變更して米國政府との間に正式條約交渉に入ることには岩倉大使、木戸副使等に於て大に躊躇するところであつたが、森少辨務使（華盛頓駐在辦理公使）に於て強硬に之を從憑し、亦伊藤副使等之を賛成した爲め、終に岩倉大使以下に於ては前記の如く明治五年二月三日以降國務長官との間に正式條約交渉を始めるに至つたのである。而して其の結果締結に至るべき改正條約に調印する爲全權委任狀の必要を感じるに至つた。されば右全權委任狀を改めて本國政府より取寄せる目的を以て其の事情説明の爲め旁々二月十三日出發にて大久保、伊藤兩副使を日本に向つて歸還せしめることとなつた。

大久保、伊藤兩副使出發後も條約改正談判は岩倉特派大使とフィッシュ國務長官との間に引續き頻繁に行はれ、交渉も大に進展六月十七日には其の第十一回會議を開催するに至つた 今其の交渉の概略を述べよう。

先づ明治五年二月三日（一八七二年三月十一日）第一回會議を開催し我使節より條約改正を希望するの事情を説明した要領書及改正條約草案をフィッシュ國務長官に交付したが右改正條約草案は十二ヶ條より成立し

第一條 日本政府に於て進歩せる法制を制定したる後に於ては外國は領事裁判權を撤廢すべきこと、

第二條 日本政府は漸次從來の制度による制限を撤廢し貿易増進の程度に應じ開港を増加すべきこと、

第三條 日本政府は一定の豫告期間を布告したる後何時たりとも關稅及其の貿易規則を變更するの自由を確定すべきこと、

尤も右に關し原則として内外人の間及其の外國人國籍の如何により差別を設けざること、

第四條 交戰國に對し嚴正中立を保つことを欲すると雖も、未だ現政府創立匆々の際にして之を強行し難きに付、